

請 願 書

請 願 番 号	第 1 4 号	受理年月日	令和8年8月27日
請 願 者	住 所 ○○○○○○○○○○ 代表者 上尾地域消費税廃止各界連絡会 事務局長 美由 勉		
紹 介 議 員	井上 淳子		
付託委員会	総務常任委員会	結 果	採択

1 件 名 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める意見書を
国に提出することを求める請願

2 要 旨 国に対し、インボイス制度を廃止するように求める意見書を提出
することを請願する。

3 理 由 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が2023年
10月に導入され、3年近くが経過した。

この制度は、インボイス発行事業者ではない事業者からの仕入れでは税額控除ができない仕組みである。免税事業者は、インボイス登録業者になることを求められ、発行できない場合は、不当な値下げや取引打ちりの要求が強まる。また、インボイス発行事業者になると、消費税の申告と納付が義務付けられ、税負担と事務負担の二重の負担を負うことになる。

インボイス制度に係る負担を、そもそも資本規模が小さく、負担能力の低い小規模事業者等に求めることができる状況ではなく、負担増加分は価格に転嫁せざるを得なくなり、消費者にとっては更なる物価高騰につながる要因にもなる。

国は制度導入に伴う負担軽減策としてのいわゆる「2割特例」や仕入税額控除の経過措置を設けてきたが、「2割特例」は本年9月末で終了し、新たに個人事業者対象の「3割特例」は2年間の限定措置とし、仕入税額控除の経過措置も今後、段階的に縮小される。

一方で、小規模事業者等の取り巻く経営環境はインボイス導入時と比べても、一層厳しさを増している。この間続いた物価高の上に円安とイラン戦争の影響による更なるエネルギーや原材料価格の高騰、資材供給不足や物流への影響も重なり、「仕事はあるが材料が確保できない」、「仕入価格の上昇分を販売価格に十分転嫁できない」といった深刻な状況に直面している。

こうした中でインボイス制度による納税負担や事務負担をさらに求めることは、小規模事業者等にとって大きな負担となる。

地域経済を支える小規模事業者等の経営の持続化と経済の活性

化の重要性を考えると、国の一時的な負担軽減措置ではもはや不十分であり、インボイス制度そのものを廃止することが最も有効な方策である。

2025年3月定例会では、国に「消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）廃止の意見書」提出を求める請願が採択されたが、その請願の趣旨を国に伝えるための意見書の提出は見送られた。意見書提出が為されなければ、採択された請願の趣旨が十分に生かされず、小規模事業者等の切実な声を伝えることができない。

よって、貴議会においては、前回採択した請願の趣旨を尊重するとともに、国に対しインボイス制度の廃止を求める意見書を提出されるよう、改めて求める。

以上、地方自治法第99条の規定により「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める」意見書を国に対して提出することを請願する。

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める意見書（案）

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が２０２３年１０月に導入され、３年近くが経過した。

この制度は、インボイス発行事業者ではない事業者からの仕入れでは税額控除ができない仕組みである。免税事業者はインボイス発行事業者となることを求められ、発行できない場合は不当な値下げや取引打ち切りの要求が強まる。また、インボイス発行事業者になると消費税の申告と納付が義務付けられ、税負担と事務負担の二重の負担を負うことになる。

インボイス制度に係る負担を、そもそも資本規模が小さく、負担能力の低い小規模事業者等に求めることができる状況ではなく、負担増加分は価格に転嫁せざるを得なくなり、消費者にとっては更なる物価高騰につながる要因にもなる。

国は制度導入に伴う負担軽減策としてのいわゆる「２割特例」や仕入税額控除の経過措置を設けてきたが、「２割特例」は本年９月末で終了となる。新たに導入される個人事業者対象の「３割特例」は２年間の限定措置となり、仕入税額控除の経過措置も今後、段階的に縮小される。

一方で、小規模事業者等を取り巻く経営環境はインボイス導入時と比べても、一層厳しさを増している。この間続いた物価高の上に円安とイラン戦争の影響による更なるエネルギーや原材料価格の高騰、資材供給不足や物流への影響も重なり、「仕事はあるが材料が確保できない」、「仕入価格の上昇分を販売価格に十分転嫁できない」といった深刻な状況に直面している。

こうした中でインボイス制度による納税負担や事務負担をさらに求めることは、小規模事業者等にとって大きな負担となる。

地域経済を支える小規模事業者等の経営の持続化と経済の活性化の重要性を考えると、国の一時的な負担軽減措置ではもはや不十分であり、インボイス制度を廃止することが最も有効な方策である。

よって、国及び政府においては、適格請求書等保存方式（インボイス制度）を廃止することを強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和８年９月　　日

上 尾 市 議 会